

血圧計導入促進助成金交付要綱

平成30年3月15日制定
公益社団法人宮城県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、貨物自動車運送事業者が、血圧計(以下「機器」という)を導入した場合、その費用の一部を助成することにより、運転者が常に健康管理を意識し、安全な運転の促進が図られることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、新たに機器を導入した貨物自動車運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る)(以下「事業者」という)とする。

(助成対象機器及び助成金額)

第3条 助成対象となる機器は、全日本トラック協会が認めるメーカー・型式とする。(別表 助成対象一覧)
2 助成金額は、購入価格(消費税を除く)の2分の1の額とする。ただし、1機あたり5万円を上限とし、1事業者1機を限度とする。対象は、血圧計本体のみとし、ロール紙等用品及び周辺機器は含まない。
なお、国・自治体・その他の団体からの補助金が交付された機器に対しては、助成金を交付しない。

(実績の報告及び助成金交付の請求)

第4条 事業者は、受付期間中に助成対象機器を導入した場合、様式1「血圧計導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」により実績の報告及び助成金交付の請求をする。【実績報告】
受付期間は、令和8年4月1日から令和9年2月26日まで(予算額に達した場合はその時点で受付終了)とする。

(助成金の交付)

第5条 宮ト協は、前条による助成金交付の請求があつた場合、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めた時は、事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第6条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反した時、又は虚偽その他不正な手段により助成金交付を受けた時は、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。
2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業の全てに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(機器の処分の制限)

第7条 事業者は、助成金交付対象となった機器の導入の日から起算して6年を経過するまでの期間は、譲渡、商号変更を除く使用者の変更、県をまたぐ「使用の本拠の位置」の変更、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。
ただし、あらかじめ宮ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(報告の義務)

第8条 助成金交付を受けた事業者は、宮ト協からの求めがあつた場合(調査等)、所定の報告を行わなければならない。

(その他の必要な事項)

第9条 この要綱に定めるものの他、助成金交付に関するその他の必要な事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 本要綱は令和8年4月1日から施行する。